

平成 26 年 6 月 6 日

株 主 各 位

株式会社キューブシステム
代表取締役社長 崎山 收

第 42 回定時株主総会招集ご通知第 2 号議案の一部追加について

平成 26 年 6 月 5 日付でご送付いたしました「第 42 回定時株主総会招集ご通知」添付の株主総会参考書類の記載事項につきまして、同書類の内容確定後に、一部に追加すべき点が生じたので、会社法施行規則の規定に基づき、本ウェブサイトをもって下記のとおり追加させていただきます。

記

【変更箇所】

第 42 回定時株主総会招集ご通知

株主総会参考書類

10 頁 「第 2 号議案 取締役 1 名選任の件」の（注）5 を追加
（追加箇所は下線を付して表示しております）

【変更前】

- （注）
1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 2. 関端広輝氏は、社外取締役候補者であります。
 3. 関端広輝氏を社外取締役候補者とした理由は、弁護士として培われた法令に関する専門知識と経験を有し、客観的立場から当社の経営を監視することが期待できるためであります。また、関端広輝氏は、過去に会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。
 4. 関端広輝氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしているため、同氏の選任が承認された場合は、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

【変更後】

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 関端広輝氏は、社外取締役候補者であります。
3. 関端広輝氏を社外取締役候補者とした理由は、弁護士として培われた法令に関する専門知識と経験を有し、客観的立場から当社の経営を監視することが期待できるためであります。また、関端広輝氏は、過去に会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。
4. 関端広輝氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしているため、同氏の選任が承認された場合は、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
5. 関端広輝氏は、当社と会社法第 427 条第 1 項および定款の規定に基づく損害賠償責任限定契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第 425 条第 1 項第 1 号ハおよび第 2 号に定める最低責任限度額としております。

以上